

保佐（補助）人の同意を要する行為の定め

＋ 保佐（補助）人に対する代理権付与の申立て

★必要書類等★

- 申立書（代理行為目録を添付してください。補助人の同意を要する行為の定めの申立ての場合には、同意行為目録も添付してください。）
- 申立手数料 収入印紙 1, 600円分
- 登記手数料 収入印紙 1, 400円分
- 郵便切手 3, 600円分
(500円×4枚, 84円×10枚, 63円×10枚,
10円×10枚, 2円×10枚, 1円×10枚)
- (後見登記の変更手続きをしている場合)
登記事項証明書 又は
変更後の 本人の戸籍謄本/本人の住民票/保佐（補助）人の住民票

★注意点★

- 申立てをされた方と被保佐（補助）人の方は、面接のため、後日家庭裁判所にお越しいただきます。
- 補助人の同意を要する行為の定めの審判は、被補助人が同意を要する行為の定めがなされることに同意することが認容の要件となります。
- 代理権付与の審判は、被保佐（補助）人が代理権付与に同意することが認容の要件となります。
- 保佐人の同意を要する行為の定めの審判は、被保佐人に対して審判が告知されてから2週間が経過するまでの間に被保佐人から不服申立てがなかった場合に、効力が生じます。

保佐（補助）人の同意を要する行為の定め^の申立て

（同意を要する行為の定めのみ。代理権付与も同時に申し立てる場合は、「同意を要する行為の定め+代理権付与」の書式を使用する。）

★必要書類等★

- 申立書（補助人の同意を要する行為の定め^の申立ての場合には、同意行為目録を添付してください。）
- 申立手数料 収入印紙 800円分
- 登記手数料 収入印紙1, 400円分
- 郵便切手 2, 600円分
(500円×2枚, 84円×10枚, 63円×10枚, 10円×10枚, 2円×10枚, 1円×10枚)
- (後見登記の変更手続きをしている場合)
登記事項証明書 又は
変更後の 本人の戸籍謄本/本人の住民票/保佐（補助）人の住民票

★注意点★

- 申立てをされた方と被保佐（補助）人の方は、面接のため、後日家庭裁判所にお越しいただきます。
- 補助人の同意を要する行為の定め^の審判は、被補助人が同意を要する行為の定め^のがなされることに同意することが認容の要件となります。
- 保佐人の同意を要する行為の定め^の審判は、被保佐人に対して審判が告知されてから2週間が経過するまでの間に被保佐人から不服申立てがなかった場合に、効力が生じます。

保佐（補助）人に対する代理権付与の申立て

（代理権付与のみ。同意を要する行為の定めも同時に申し立てる場合は、「同意を要する行為の定め+代理権付与」の書式を使用する。）

★必要書類等★

- 申立書（代理行為目録を添付してください。）
- 申立手数料 収入印紙 800円分
- 登記手数料 収入印紙1, 400円分
- 郵便切手 2, 600円分
(500円×2枚, 84円×10枚, 63円×10枚,
10円×10枚, 2円×10枚, 1円×10枚)
- (後見登記の変更手続きをしている場合)
登記事項証明書 又は
変更後の 本人の戸籍謄本/本人の住民票/保佐（補助）人の住民票

★注意点★

- 申立てをされた方と被保佐（補助）人の方は、面接のため、後日家庭裁判所にお越しいただきます。
- 被保佐（補助）人が代理権付与に同意することが認容の要件となります。

| | |
|--------|---------|
| 受付印 | |
| 貼用収入印紙 | 円 |
| 予納収入印紙 | 1,400 円 |
| 予納郵便切手 | 円 |

| | |
|------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 保佐人 | <input type="checkbox"/> の同意を要する行為の定め <input type="checkbox"/> に対する代理権付与 申立書 |
| <input type="checkbox"/> 補助人 | <input type="checkbox"/> の同意を要する行為の定め <input type="checkbox"/> に対する代理権付与 申立書 |

(登記用の収入印紙1,400円分は、貼らずに提出してください。)
(この欄に収入印紙800円分又は1,600円分を貼ってください。)

(貼った収入印紙に押印しないでください。)

| | | | | | |
|-----|--------|-------|------|---|---|
| 準口頭 | 関連事件番号 | 平成・令和 | 年(家) | 第 | 号 |
|-----|--------|-------|------|---|---|

| | | |
|------------------|----------------------------|---|
| 京都家庭裁判所 支部 御中 | 申立人の 署名押印 又は 記名押印 | 印 |
| 令和 年 月 日 | | |

| | |
|------|--|
| 添付資料 | ※後見登記の変更手続をしている場合 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 又は <input type="checkbox"/> 本人の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 本人の住民票 <input type="checkbox"/> 保佐(補助)人の住民票 |
|------|--|

| | | | |
|-----|--------|--|----------|
| 申立人 | 本籍(国籍) | 都道府県 | |
| | 住所 | 〒 () () 方) | |
| | フリガナ | 電話 () | 携帯電話 () |
| | 氏名 | 生年 月 日 | 年 月 日生 |
| | 職業 | | |
| | 本人との関係 | <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他親族 () <input type="checkbox"/> 後見人等 () | |

| | | | |
|----|-------------|--------------|--------|
| 本人 | 本籍(国籍) | 都道府県 | |
| | 住所(住民票上の住所) | 〒 () () 方) | |
| | フリガナ | 電話 () | () 方) |
| | 氏名 | 生年 月 日 | 年 月 日生 |
| | 職業 | | |
| | 住所 | 〒 () () 方) | |

(注) 太枠の中のみ記入し、該当する□にチェックをしてください。

申 立 て の 趣 旨

- 本人（被保佐人）
 - は、次の行為をするにもその保佐人の同意を得なければならない
(同意を要する行為の内容)

()

のために、別紙代理行為目録記載の行為につき保佐人に代理権を付与する

- 本人（被補助人）
 - は、別紙同意行為目録記載の行為をするにはその補助人の同意を得なければならない

のために、別紙代理行為目録記載の行為につき補助人に代理権を付与する

との審判を求める。

申 立 て の 実 情

- 別紙のとおり
- 以下のとおり

(注) 太枠の中のみ記入し、該当する□にチェックをしてください。

【補助用】

同意行為目録

(民法13条1項各号所定の行為)

※ 下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）のうち、必要な同意行為に限り、該当する部分の□にチェックを付してください。

※ 保佐の場合には、以下の1から10までに記載の事項については、一律に同意権・取消権が付与されますので、同意権付与の申立てをする場合であっても本目録の作成は不要です。

※ 内容は、本人の同意を踏まえた上で、最終的に家庭裁判所が判断します。

1 元本の領収又は利用（1号）のうち、以下の行為

- (1) 預貯金の払戻し
- (2) 債務弁済の受領
- (3) 金銭の利息付貸付け

2 借財又は保証（2号）のうち、以下の行為

- (1) 金銭消費貸借契約の締結
※ 貸付けについては1(3)又は3(7)を検討してください。
- (2) 債務保証契約の締結

3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為（3号）のうち、以下の行為

- (1) 本人の所有の土地又は建物の売却
- (2) 本人の所有の土地又は建物についての抵当権の設定
- (3) 贈与又は寄附行為
- (4) 商品取引又は証券取引
- (5) 通信販売（インターネット取引を含む。）又は訪問販売による契約の締結
- (6) クレジット契約の締結
- (7) 金銭の無利息貸付け
- (8) その他 ※ 具体的に記載してください。

4 訴訟行為（4号）

※ 相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しません。

5 贈与、和解又は仲裁合意（5号）

- 6 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割（6号）
- 7 贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認（7号）
- 8 新築、改築、増築又は大修繕（8号）
- 9 民法602条（短期賃貸借）に定める期間を超える賃貸借（9号）
- 10 前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法17条1項の審判を受けた被補助人をいう。）の法定代理人としてすること（10号）
- 11 その他 ※ 具体的に記載してください。
※ 民法13条1項各号所定の行為の一部である必要があります。
-

【保佐, 補助用】

代理行為目録

※ 下記の行為のうち, 必要な代理行為に限り, 該当する部分の□にチェック又は必要な事項を記載してください (包括的な代理権の付与は認められません。)

※ 内容は, 本人の同意を踏まえた上で, 最終的に家庭裁判所が判断します。

1 財産管理関係

(1) 不動産関係

- ① 本人の不動産に関する〔 売却 担保権設定 賃貸 警備 _____〕
契約の締結, 更新, 変更及び解除
- ② 他人の不動産に関する〔 購入 借地 借家〕契約の締結, 更新, 変更及び解除
- ③ 住居等の〔 新築 増改築 修繕 (樹木の伐採等を含む。) 解体
 _____〕に関する請負契約の締結, 変更及び解除
- ④ 本人又は他人の不動産内に存する本人の動産の処分
- ⑤ _____

(2) 預貯金等金融関係

- ① 預貯金及び出資金に関する金融機関等との一切の取引 (解約 (脱退) 及び新規口座の開設を含む。)
※ 一部の口座に限定した代理権の付与を求める場合には, ③に記載してください。
- ② 預貯金及び出資金以外の本人と金融機関との取引
〔 貸金庫取引 証券取引 保護預かり取引 為替取引 信託取引
 _____〕
- ③ _____

(3) 保険に関する事項

- ① 保険契約の締結, 変更及び解除
- ② 保険金及び賠償金の請求及び受領

(4) その他

- ① 以下の収入の受領及びこれに関する諸手続
〔 家賃, 地代 年金・障害手当・生活保護その他の社会保障給付
 臨時給付金その他の公的給付 配当金 _____〕
- ② 以下の支出及びこれに関する諸手続
〔 家賃, 地代 公共料金 保険料 ローンの返済金 管理費等
 公租公課 _____〕
- ③ 情報通信 (携帯電話, インターネット等) に関する契約の締結, 変更, 解除及び費用の支払
- ④ 本人の負担している債務に関する弁済合意及び債務の弁済 (そのための調査を含む。)
- ⑤ 本人が現に有する債権の回収 (そのための調査・交渉を含む。)
- ⑥ _____

2 相続関係

※ 審判手続、調停手続及び訴訟手続が必要な方は、4⑤又は⑥についても検討してください。

- ① 相続の承認又は放棄
- ② 贈与又は遺贈の受諾
- ③ 遺産分割又は単独相続に関する諸手続
- ④ 遺留分減殺請求又は遺留分侵害額請求に関する諸手続
- ⑤ _____

3 身上保護関係

- ① 介護契約その他の福祉サービス契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ② 介護保険、要介護認定、障害支援区分認定、健康保険等の各申請（各種給付金及び還付金の申請を含む。）及びこれらの認定に関する不服申立て
- ③ 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ④ 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ⑤ _____

4 その他

- ① 税金の申告、納付、更正、還付及びこれらに関する諸手続
- ② 登記・登録の申請
- ③ 個人番号（マイナンバー）に関する諸手続
- ④ 住民票の異動に関する手続
- ⑤ 家事審判手続、家事調停手続（家事事件手続法24条2項の特別委任事項を含む。）、訴訟手続（民事訴訟法55条2項の特別委任事項を含む。）、民事調停手続（非訟事件手続法23条2項の特別委任事項を含む。）及び破産手続（免責手続を含む。）
※ 保佐人又は補助人が上記各手続について手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者であるときに限ります。
- ⑥ ⑤の各手続について、手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者に委任をすること
- ⑦ _____

5 関連手続

- ① 以上の各事務の処理に必要な費用の支払
- ② 以上の各事務に関連する一切の事項（戸籍謄抄本・住民票の交付請求、公的な届出、手続等を含む。）

どういしょ ほさよう
同意書（保佐用）

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

以下のとおり、保佐人に代理権を付与することに同意します。

（申立書別紙の代理行為目録と同じ場合）

申立書別紙の代理行為目録記載の行為のとおり

（申立書別紙の代理行為目録と異なる場合）

別紙代理行為目録記載の行為のとおり

（代理行為目録を作成し、この同意書に別紙として付けてください。）

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

ほんにん しょめいおういん
本人の署名押印

いん
印

どう い しょ ほじょよう
同意書（補助用）

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

□ 私に対して「補助開始の審判」を行うことについて同意します。

□ 以下のとおり、補助人に同意権・取消権を付与することに同意します。

□（申立書別紙の同意行為目録と同じ場合）

申立書別紙の同意行為目録記載の行為のとおりに同意します。

□（申立書別紙の同意行為目録と異なる場合）

別紙同意行為目録記載の行為のとおりに同意します。

（同意行為目録を作成し、この同意書に別紙として付けてください。）

□ 以下のとおり、補助人に代理権を付与することに同意します。

□（申立書別紙の代理行為目録と同じ場合）

申立書別紙の代理行為目録記載の行為のとおりに同意します。

□（申立書別紙の代理行為目録と異なる場合）

別紙代理行為目録記載の行為のとおりに同意します。

（代理行為目録を作成し、この同意書に別紙として付けてください。）

令和 年 月 日

本人の署名押印

印